

第 51 回 議会改革推進特別委員会

令和 7 年 7 月 28 日(月)
10 時 00 分 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

- 【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長
沖田委員、村武委員、小川委員、布施委員、佐々木委員、田畑委員
【議長団・委員外議員】 笹田議長
【事務局】 下間局長、濱見書記、小寺書記
-

議題

- 1 市への要望・提言等に対する対応状況の検証について
 - (1) 会派の意見について
 - (ア)「議会または委員会による政策提言等」の検証について
 - (イ)「請願」及び「陳情」の検証について
 - (ウ)「委員会代表質問」の検証について
 - (エ) 対応状況の検証手法を構築することに関する意見・賛否・懸念点について
- 2 行政視察を終えて
 - (1) 委員派遣報告書の作成について
 - (2) 行政視察レポートの作成について
- 3 その他

議会改革推進特別委員会の協議事項

「市への要望・提言等に対する対応状況の検証」について

検証の対象とする範囲や方法、期間などをどのように考えるべきか、次の4点について、会派のご意見をお聞かせください。

箇条書きにしていることを論点にしながら、自由にご記入ください。

【締切】令和7年7月8日

(会派名) 創風会

1. 「議会または委員会による政策提言等」の検証について

- ・ 検証対象とする提言等の範囲
(議会による提言か委員会による提言かによる扱い方) など

【会派の意見】

- ・ 対象とする提言等の範囲については、議会、または委員会で協議する。

2. 「請願」及び「陳情」の検証について

- ・ 「国や県への意見書提出を求める請願」についての検証方法
- ・ 「陳情」を検証対象とすることについての理解 など

【会派の意見】

- ・ 国や県への意見書については、内容にもよるが、特段検証の必要はない。
- ・ 各委員会で判断する。

3. 「委員会代表質問」の検証について

- ・ 委員会代表質問を検証対象とすることについての可否 など

【会派の意見】

- ・ 各委員会で判断する。

4. 対応状況の検証手法を構築することに関する意見・賛否・懸念点について

【会派の意見】

- ・ 検証手法については、ある程度対象を絞る方向が望ましい。
- ・ 基本的には所管の委員会等で議論する。

議会改革推進特別委員会の協議事項

「市への要望・提言等に対する対応状況の検証」について

検証の対象とする範囲や方法、期間などをどのように考えるべきか、次の4点について、会派のご意見をお聞かせください。

箇条書きにしていることを論点にしながら、自由にご記入ください。

【締切】令和7年7月8日

(会派名) 山水海

1. 「議会または委員会による政策提言等」の検証について

- ・ 検証対象とする提言等の範囲
(議会による提言か委員会による提言かによる扱い方) など

【会派の意見】

- ・ 始めは過去いつまでの提言を対象にするかを決めて(概ね2年程度)所管委員会で検証する。
- ・ 今後は提言を提出する際に委員会で期限を決め検証する。

2. 「請願」及び「陳情」の検証について

- ・ 「国や県への意見書提出を求める請願」についての検証方法
- ・ 「陳情」を検証対象とすることについての理解 など

【会派の意見】

- ・ 「国や県への意見書提出を求める請願」については必要なもののみ検証する。
- ・ 現在でも請願・陳情については所管委員会において所管事務調査などで対応を協議しているので、あえて検証する項目に入れる必要があるかどうか。

3. 「委員会代表質問」の検証について

- ・ 委員会代表質問を検証対象とすることについての可否 など

【会派の意見】

- ・ 委員会で判断する。

4. 対応状況の検証手法を構築することに関する意見・賛否・懸念点について

【会派の意見】

- ・執行部及び議会（委員会）の過度な負担にならないように検討する必要がある。

議会改革推進特別委員会の協議事項

「市への要望・提言等に対する対応状況の検証」について

検証の対象とする範囲や方法、期間などをどのように考えるべきか、次の4点について、会派のご意見をお聞かせください。

箇条書きにしていることを論点にしながら、自由にご記入ください。

【締切】令和7年7月8日

(会派名) 公明クラブ

1. 「議会または委員会による政策提言等」の検証について

- ・検証対象とする提言等の範囲

(議会による提言か委員会による提言かによる扱い方)

など

【会派の意見】

- ・二年前にさかのぼり、それ以降の提言について検証の必要があるかどうかをまずは委員会で協議する。必要があれば執行部に回答を求める。(改選後になる)
- ・今後の提言については、作ったときに検証する時期を委員会で申し送る。執行部から状況を求める。

2. 「請願」及び「陳情」の検証について

- ・「国や県への意見書提出を求める請願」についての検証方法
- ・「陳情」を検証対象とすることについての理解

など

【会派の意見】

- ・請願・陳情については会議規則で「所管事務調査などで対応を協議する」とされ、基本条例でも「市長等に対し、その趣旨を実現できるように求めるとともに、事後の報告、対応等を議会に報告するように求めるものとする」とあり、検証対象とする必要はないと考える。

3. 「委員会代表質問」の検証について

- ・委員会代表質問を検証対象とすることについての可否 など

【会派の意見】

・委員会代表質問の内容は取組み課題などから取り上げられており、回答は提言の中に盛り込まれるものと思い、委員会のなかで完結すべきものではないか。よって対象とする必要はないと考える。

4. 対応状況の検証手法を構築することに関する意見・賛否・懸念点について

【会派の意見】

・執行部への過度な負担にならないように、先を見据えた判断をしていくべきと考える。

議会改革推進特別委員会 行政視察 所感

広島県三次市議会 任期中の議会・議員活動検証方法の構築について

牛尾委員長

議長があいさつ後、退席の予定であったが、最後まで対応され、全国2位の議会に対しての礼儀を感じた。この制度は十数年前に、話題になった事があり、当時、導入を考えたが、個人の評価制度を客観的にとらまえることが難しく取り組まなかった経緯がある。今回、ランキング上位になったことと、三次市がエリア選抜になった事で、訪問先に選んだ。予想通り、「今年度、新たな議会活動検証」に取り組まれる、意欲や悩み事を全員が聞き、大いに参考になった。この経験を次の改革に活かしたい。

沖田委員

広島県三次市市議会における「議員活動検証レポート制度」は、各議員が自身の議会活動を振り返り、可視化することによって説明責任を果たそうとするもので、議員個人の資質向上を図るための仕組みとしては評価できるものであった。

しかしながら、市民の多くがレポートに対して関心を持っていないという現実是非常に残念であった。情報を発信する仕組みがあっても、市民の側にそれを受け取る関心や習慣がなければ、制度の効果は限定的であり、議会全体としての方針や一体的な動きが見えにくいという側面は三次市議会だけではなく本市においても課題であると改めて認識した。このような課題が解決することは容易ではないと感じた。

選挙におけるマニフェストの検証と見える化という意義のある制度であり、自身の議員活動にも活かしていきたいと考える。

村武委員

議員活動に対する自己検証については、議員一人ひとりに賛否や考え方の違いがあると思うが、こうした取り組みが議員活動の活性化を促し、ひいては議員個々の資質の向上、さらには議会全体の質の向上につながるものと感じた。その結果として、市民の皆さんが議会や議員に対して関心を持ち、信頼を寄せていただくきっかけにもなるのではないかと思う。

議員は立候補の際、自らの考えや政策（いわゆるマニフェスト）を市民に訴えて選ばれている存在である。その責任として、自らの活動を振り返り、評価し、必要であれば見直すという姿勢を持ち続けることが求められる。市民の代表としての役割を果たすためにも、自己検証を通じて常に自らの資質を高め、市民に対して説明責任を果たすことは重要になってくると感じた。浜田市議会においても実施に向けて検討を進めていっても良いと感じた。

小川委員

「任期中の議会・議員活動検証方法」は議会基本条例の評価・検証の不十分さから考えられたという経緯があるが、議会改革推進の観点から期待する効果については疑問を感じる面があった。

任期中、自らの公約を意識しながら議会活動を取組むことや「公約は市民との約束」との指摘も大事ではあるが、予算提案権のない議員の公約・政策の実現は限定的なものにならざるを得ない。

また、達成度の客観的評価についても指標の妥当性の判断も難しいため、公約を実現可能性のあるものに矮小化したり、思い切った発想の転換や大胆な提起もしにくいといった逆効果も考えられる。

むしろ公約に縛られず、情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応していく柔軟性も大切ではないかと感じた。

結果として議員資質に優劣をつけてしまうことになりかねず、議会力の向上やチーム議会などを重視した議会の足かせになる可能性もあり、評価結果を公表される市民の側も対応に困惑するのではないかと思う。

議会改革を進めるうえでリーダーシップは必要であり、専門家の知見や助言も尊重すべきだが、議会自らが主体性をもち一体感をもって議会改革に取り組むには、住民福祉の向上の視点で反対意見も踏まえた議会内での闊達な議論が必要だと感じた。

布施委員

自分、議員自身の活動内容をどのように評価するかという、なかなかハードルが高い難しい議会改革に取り組まれているなど正直思いました。市民の方に自分で評価したところでそれが正しく伝わるのか、自己評価を市民は本当に求めているのか等の疑問がある。

私は市民の付託を受けた議員であれば普段から行動や対話で示すべきで、それぞれ議員の活動も違って、温度差もあって当たり前だと思っている。そのことに気づかれた三次市議会は議員力、議会力を上げるために令和 7 年度、議運の取組の改善点として「評価」ではなく、自らの活動を「検証」し、次の活動につながったことには理解できる。浜田市議会では 10 月に改選をむかえるが、出馬する候補者は選挙公約を掲げるので、せめて当選後には選挙公約に限らず普段を振り返るチェックシート的なものは必要ではないかと感じた。以上が視察を終えた所感である。

佐々木委員

公約としてうたったことをどう実現に向けて取組んでいくかは、議員活動の根幹となるものと思う。

日々、その活動に取組むことにより「何のために議員になったのか」との自覚も継続していけると思う。

ハードルはとても高いと感じるが、全国の模範となるように頑張っていると感じる。

浜田市でもその趣旨にそった「何か」ができるのではないかなと思う。

田畑委員

選挙時における候補者の選挙公約（取組課題・選挙公約等）検証については、誰がどのようにチェックするのか判断が出来ないと思われる。予算も執行権を持っていない議員では、難しいと思われる。

議員活動自己検証シート（公約の取組）については、シートの作成を含め基本条例の検討を始め、議員間討議で協議の必要があると感じた。

牛尾委員長

所感、議会全体の意見を聞きまとめる行為はするが、全会一致でなければならないとするものがないため、過半数可決があるということに違和感を感じた。真庭市においては、各常任委員会の提案をまとめて一本に絞り込み、議会全体の提言に結びつけるほうが、執行部が受け止めやすいと感じた。いずれにしても、各議会が、議員提案を政策提言に結びつける努力を様々な取組をしていて、その問題点がよく理解できた。

沖田委員

東広島市議会の「一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組み」は、議会の政策提言機能を強化し、市政に対してより建設的な提案を行う体制づくりとして、意義深いものである。特に、一般質問や代表質問を、議員個々の活動にとどめず、議会全体としての政策形成の起点とするという点は、議会の役割をより主体的・積極的に捉えたものであり、市民への説明責任や市政への影響力を高めることにつながっていると感じた。

ただし、この取組みを毎定例会ごとに行うことにより、形式化・形骸化する懸念も拭えない。単に「提言の形を整える」ことが目的化してしまえば、議会の本来の役割である市民の課題解決や政策監視の機能を損なうことにもなりかねない。したがって、今後この取組みを継続・発展させていくにあたっては、「政策提言は目的ではなく、あくまで市政に良い変化をもたらすための手段である」という本質的な視点を常に忘れないことが重要であり、単なるパフォーマンスに終わらず、市民の期待に応える真の政策提言につながるよう、制度の目的と意義を議会全体で共有しながら取り組んでいくことが何より重要である。

村武委員

議員一人ひとりが一般質問などで行う提言を、議会全体としての政策提言へ結びつける仕組みは、より豊かなまちづくりを実現するうえで大変重要な視点だと感じた。議員個人の提言ももちろん意義深いものであるが、委員会や議会全体としての提言となることで、その重みや影響力は一段と高まる。東広島市議会では、こうした流れを制度化・仕組み化することで、実効性のある政策提言へと結びつけており参考になった。浜田市議会においても、同様の仕組みの導入を検

討することで、議会での議員間討論を活性化し、政策立案機能を高め、市政への提案力をより強化できるのではないかと感じた。

小川委員

『一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組』については質疑を通して議員間でいい議論を重ねながら進められている印象を受けた。

議員が一般質問等における執行部対 1 議員のやり取りのなかでは、政策提言等を行ってもスルーされる場面は多く、議員間で自他共に評価出来る政策提言については議会の総意として後押し出来る仕組みやルールはあって良いと思った。

現実問題としては政策提言の決議案作成が発言した本人任せの面があったが、当該議員の負担軽減の課題もあると思った。

議会として受け止め議会の共同作業による合意形成と共通認識作りの観点からのプロセスが議会力向上にとって大切なのではないと思う。

政策提言のみならず条例提案にも繋げる取組となることを期待したい。

一般質問等を政策提言に結び付ける仕組みやルール化について浜田市議会では政策討論会を活用することで実現が可能と思われるので、議会改革の検討項目に加えても良いのではないと思った。

布施委員

浜田市では一般質問や委員会代表質問があるが、その中でいろいろ質問された中に、「あ、これいい意見」と思うことが結構ある。なんとかその意見を政策提言に結び付ける東広島市議会の仕組みは参考になった。しかし東広島市議会も一般質問を政策提言に結び付ける取組のルール自体が完全に固まっていないという現実問題があるとのことである。そのことを踏まえた上で、本市の場合は議員提案の中で政策提言にもっていても、市長部局に制度としてそれを認めさせるかどうかというところまではまだまだ時間と議員間討議が必要であると感じている。一つ言えることは、東広島市議会の取組は議員間討議を促し市民が議会への関心を高めることにも大いにつながる取組である。

佐々木委員

本会議の提案に至るまでには課題が多いと感じた。

選定の理由も議員によって様々であり、選定されても所管の委員会や全員協議会での議論はかなり複雑なやりとりが想定された。

浜田市での取組はよほどの制度設計や議員の理解ができないと難しいと考える。

田畑委員

一般質問・代表質問を政策提言に向けるためには、議会の公正な考え方の調整はどの委員会で実施するか課題もあり、浜田市議会も検討すべき課題と感じた。

議会改革推進特別委員会行政視察報告

【調査の概要】

1. 視察目的

先進市議会における特徴的な議会改革の取組について視察し、浜田市議会における議会改革の参考とする。特に当市議会において取組を実施していない項目について、重点的に調査し、今後の政策立案機能をはじめとする議会機能等の強化に生かす。

2. 視察先・視察（調査）事項など

1. 広島県三次市議会

(1) 視察日時 令和7年7月22日（火）10:00 ～ 11:30

(2) 視察事項

任期中の議会・議員活動検証方法の構築について

(3) 視察先の概要

（市の概要）

平成16年4月に1市4町3村（三次市、双三郡君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町、甲奴郡甲奴町）が合併して誕生。中国地方の内陸中央部に位置し三次盆地を中心に平坦地が広がるが、8割以上が林野で占められている。平成26年3月に策定した三次市総合計画に掲げるめざすまちの姿「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち ～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次市～」を市民みんなで共有し、暮らしやすく、持続的に住み営むことのできるまちづくりを進めている。

- ・人口：47,565人、世帯数：23,067世帯（令和7年4月1日現在）
- ・面積：778.18平方キロメートル
- ・令和7年度一般会計当初予算額：歳入・歳出39,570,000千円

（議会の概要）

- ・議員定数：22人、現員22人
- ・常任委員会：総務常任委員会7名、教育民生常任委員会7名、
産業建設常任委員会7人、予算決算常任委員会21人
広報広聴常任委員会7名
- ・議会運営委員会：8人
- ・特別委員会：議会活性化等検討特別委員会10人
- ・議員報酬：議長454,000円、副議長407,000円、
常任委員長・議運委員長387,000円
常任副委員長・議運副委員長376,000円
議員371,000円
- ・政務活動費：1人月額30,000円（所属会派に対して交付）

(4) 視察内容（視察先の取組・事業概要）

1. 議会基本条例の評価検証の取組

(1) 議会活動の評価・検証、好評の取組について

三次市議会基本条例 平成 22 年 4 月 1 日施行

*平成 27 年度議会基本条例全条文について、その達成度を内部で評価

⇒ 各会派にて、議会基本条例の各条文における議会活動の達成度の評価を行い「今後努力を要する」と判定した項目について、取組目標と設定。

(2) 議会基本条例の一部改正

第 20 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、一般選挙を経た任期中にこの条例の目的及び趣旨の達成状況について検証を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

評価・検証の取組を必須事項とした。

2. 議会基本条例の評価検証の取組

(1) *平成 30 年度議会基本条例の評価検証の取組①を有識者による外部評価を実施

⇒ 平成 27 年度の内部評価の取組について、大学教授による外部評価を受けた。三次市議会が果たすべき最大の役割は、議会基本条例にも定められている「市民福祉の向上及び市勢の伸展」であり、任期 4 年の最後には、より上位の視点から、「議員・議会は、自らどのように実践してきたのか、その検証が肝要である。」との指摘を受けた。

(2) 令和 4 年度議会基本条例に掲げる議会・議員活動

についてそれぞれを評価・検証

①議員活動(第 2 章議会・議員の活動原則)

⇒ 選挙公約実現に向けての活動の評価検証「情報共有」「住民参画」「機能強化」
個人の主観による評価検証

②議会活動(第 3 章市民との関係、第 4 章市長等との関係、第 5 章議会の機能強化、第 6 章委員会の活動)

⇒ 条文に掲げる活動の達成度を評価検証
会派による客観的な評価検証

(3) 選挙公約実現に向けての取組を評価検証するに至った理由

令和 3 年 議員定数に関する市民アンケート（自由記述欄から）

投票前にそれぞれが公約をする、の公約がどうなっているのかそれぞれの状況を「市議会だより」で知らせてほしい。

選挙前に名前を連呼されるだけで、公約にどう取り組んでいるかとの報告が地域でされていない。

初心を忘れず公約は実行せよ。有言実行。有言不実行者は資格ナシ。

選挙の時だけ大きな声を出すのではなく、日頃、何をやって、その結果どうなったのか、住民の代表として選ばれたのだから、目に見える行動を！

選挙の時に何を訴えていたか。議員としての責務を自覚してほしい。

まちづくりに向けて、何をやってきたのか。自分は何をどこまでやったのか、道半ばどころか何 1 つ公約した行動が見えない議員がいる。一人一人の行動が見えるようにしてほしい。

個々の議員のマニフェストを基に実績等を掲載してほしい。

(4)

議員活動取組達成度判定表

9

区分	議員活動 自己分析	数値的指数	内容例
A+ (+ 5)	公約実現に向け設定した活動目標を上回る活動ができた	100%以上	・市民の期待に対して、十分に答えられた ・掲げた活動目標よりも高い水準で取組めた 他
A- (+ 4)	公約実現に向け設定した活動目標に近い活動ができた	80%以上 100%未満	・市民の期待にほぼ応えることができた ・活動目標に近い水準で取組めた 他
B+ (+ 3)	公約実現に向け設定した活動目標には少し届かなかったが、一定水準の取組はできた	60%以上 80%未満	・活動目標には若干届いてはいないが一定水準には達した ・目標値には若干届いてはいないが、想定した水準である 他
B- (+ 2)	公約実現に向け設定した活動目標に対し、取組が下回った	40%以上 60%未満	・市民の期待に十分に答えることができていない ・活動目標に届かない取組となった 他
C (+ 1)	公約実現に向け設定した活動目標に対し、大きく下回る取組となった	40%未満	・市民の期待に応えられるものではなかった ・活動目標に大きく届いていない 他
D (± 0)	公約実現に向けての取組が出来ていない	10%未満	・理由はどうであれ、取り組めていない 他

(5)

議員活動取組達成度 評価検証シート（抜粋）

10

議員活動（公約取組）評価検証シート（対象期間：令和2年度～令和5年度）			
取組の評価検証：A：80%以上（積極的な取組ができた） B：60%以上（一定水準の取組となった） C			
主な活動項目・取組項目（全10項目）			達成度 検証
(1)	日常的に住民や関係機関等と連携を密にし、合意形成を図っている	A+	5
(2)	地域報告会・団体意見交換会等で議会・議員活動について、説明責任を果たしてきた	B+	3
(3)	市政だよりの発行やホームページ等、あらゆる媒体を活用し、活動状況を発信している	C	1
(4)	住民自治組織や各種団体の活動に積極的にに関わり、自らまちづくりを実践している	A-	4
(5)	住民・地域と行政をつなぐ役割を積極的に担い、課題解決に向けての活動を行ってきた	B-	2
(6)	住民・地域の意見を常に聞ける窓口的な機能を有し、施策の参考としている	A-	4
(7)	一般質問等を通じて、公約の実現をめざして政策や課題改善の提案を行っている	A-	4
(8)	政策立案について、国・県、他市の状況等を調査研究し、しっかりとした根拠をもって行っている	A+	5
(9)	委員会審査等の質疑は、自らの考えのもとで要点を明確にした発言をしている	D	0
(10)	政策実現のため、研修会や勉強会へ参加し、個人のスキルアップを図っている	D	0

(6) 取り組みに向けての議員間自由討議から抜粋

議員個々の検証では無く、議会全体・委員会の活動の評価検証が必要なのではない。議員個々の公約に濃淡があるし、評価するための平準化が困難だと思われる。非常にバランスが悪い。個々のマニフェストより、議会全体のマニフェストを作成する方が先決である。何が目的なのか理解できない。議員個々を評価するのは論外である。評価は自分がするのではなく、他人がすべきものである。評価検証は議会活動をまとめるべきで、議員個人の評価はやっても意味がない。個人評価を議会評価と結び付けるのは難しい。何もかもが混同し、市民に誤解を与えるのではないか。どのように公表するのか。そもそも、公表する必要があるのか。

(7) 取り組みに向けての議員間自由討議から抜粋

個人活動を議会の評価検証に繋げるアプローチは理解できるし、やってみれば良い。取り組み内容に賛同するし、しっかりと公表すべきと考える。個人差は出てこようが、このことが市民からの議会・議員評価に繋がれば良い。市民に説明責任を果たすべきじゃないのか。あれこれ、「だろう」「じゃないか」と議論しとってもしようがない。とりあえず、やってみようじゃないか。

(8) 議会・議員活動に関する市民の反応等について

地元新聞での報道(2024. 1. 29)

(市民の声)

- ①自己評価だけで終わるのではなく、次につなげないと意味が無いのでは。
- ②他の議会ではやっていないことなんで、良い取組だと思う。
- ③文字が多く内容が良く分からない。

(9) 議会基本条例に掲げる議会・議員活動について評価検証の総括

一知半解の状態初めての取組であったこともあり、本取組への個々の理解が十分でないまま、スタートしてしまった。

暗中模索の状態評価検証の仕組み(評価検証方法)が複雑すぎて、どのように取組んで良いのか分からなかった。

五里霧中の状態それぞれの視点がバラバラ・温度差があり、この評価検証の取組みの結果から次への目標・方向性が見いだせないまま、中途半端な状態で終了してしまった。

3. 議会基本条例の評価検証の取組 (現在進行形)

(1) 令和6年4月14日執行 三次市議会議員選挙投票率 55.42%(53.09%)

議会への関心度の低さを痛感

議長の所信表明「注目される議会」⇒ 議長からの諮問事項「議員活動の検証と更なる見える化の確立」

(2) 令和7年度議会運営委員会での取組について

○基本路線(変更なし)議員活動(第2章議会・議員の活動原則)

⇒ 選挙公約実現に向けての個々の活動「情報共有」「住民参画」「機能強化」

○改善点 ✕「評価」評価はこの取組を見た市民がするもの。

○「検証」自らの活動を検証し、次の活動へつなぐ。

○その他の改善点

①検証する公約をどう選択するか。

最大で公約3つを選択し、比較的、取り組めた活動の検証を行い、自身の説明責任にも繋げよう。

②前回のように「検証はしたけども・・・」にならないか。

公約実現へ向けての活動の検証から、課題を抽出し、次への活動へ繋げよう。

このことを継続することが大切。(議員活動PDCAサイクル)

③文字ばかりで、分かりづらい。(市民の声)

見た側に、分かりやすく伝えるため、視覚的な工夫をしよう。(検証シートにリーダーチャートや画像を挿入)

○今年度、新たな議会活動検証の仕組みづくりを行う。

【質疑応答】

質問:議会のマスターベーションと言われかねないが、議会報告会など市民の意見を聞く機会での説明で評価はどうだったか。

回答:議会報告会「議員と語ろう」のグループ討議では検証シートには触れていない。

質問:点数の付け方について各会派代表が出て議員で揉んだ上での取り組みなのか。

回答:議会運営委員会の中で討議を重ね、各会派に持ち帰り説明。全員協議会で説明し意見をもらい実施に至った。公表に対してはSNSでの誹謗中傷の心配は最後まで残った課題。

質問:時間的・回数的に十分だったのか。課題はどうだったか。

回答:議会運営委員会や諮問委員会でやってきた。1年かけて議論し、途中でやっぱりこれは難しいと傾いた時もあるが、公約されたことを検証して市民・有権者に返す必要があるという軸をぶらさないことで共通認識をいただいた。

質問:選挙公約は具体的なものから抽象的なものまでであるが、議員には予算提案権もなく公約の実現は極めて限定的。議会は1つにまとまった時に議会力が発揮できると思うが、公約、選挙公約の検証評価はマイナスの作用が強い印象を受ける。価値観が違う議員の中で足の引っ張り合いや誹謗中傷が心配では。

回答:そういう意見もあり議員間討議もしてきている。予算的な成果に結びついてないことが大部分だと思う。掲げたまま何にもしてないのは市民・有権者に対して背信行為になるので、市民、有権者に返すことが大切という取り組み。議員力と公約では、個々の議員の日常の取り組みから、政策に対する賛否の判断材料となっていると思うので別物ではないと捉えないといけない。

質問:投票率を上げる、候補者が増えるとか、注目される議会などについての成果という観点から見た現状の取り組みについてお聞きする。

回答:去年の改選後、市民からの反応はないが、議員活動の積み重ねが次の改選で評価されるため、客観的検証が必要。市内公立高校との意見交換やケーブルテレビ出演、HPでの情報発信を進めている。「議員と語ろう」意見交換会など、直接声を届ける場

を広げたい。現状は情報を出しっぱなしで意見が得られず、なり手不足も深刻。特に若者・女性の参画が課題。今後は子育て世代など幅広い層と意見交換の場を増やし、市民の意見を反映させる活動を進める。

質問：難しいが議員活動の本丸に着目されている。仲のいい議会とそうでない議会では議会改革も議員間で方向性をそろえるのが難しいが、議論を重ね前向きに進んでいるのか、議員間の意識や進め方についてお聞きしたい。

回答：開始当初は楽観的だったが、公表による誹謗中傷や「評価」という言葉への反発が課題だったが、あくまで自己評価・自己検証であると整理し、今年着地点を見出した。改革は議員内の合意に基づき、今後も議長交代に関係なくブラッシュアップし継続できると思う。22人中10名近い新人議員にとって、この取り組みは「議員活動とは何か」を学ぶ機会になると考える。公約を意識して項目を減らした議員もいたが、自分の公約を覚えていない議員もいたのが問題。日常活動が公約に沿っているかを見直すことが大きなメリットで、市民への責任にもつながる。中にはあえて公約を書かず逃げ道を作る議員もいたが、選挙公報の内容を政策・検証項目と照らし合わせ、会派内で議論しながら進た。

質問：特別委員会ではランキングが上がるという目標の物差しが1つの柱で、三次市の取組テーマが一番大変な部分だが、触ると議会改革の芽がなえるのではないかと思います。議会改革ランク2位になり、市民からはそれが自分たちにどう関わるのかと言われるが、議員のレベルが上がれば上がるほど、市長のわけのわからないものは見破れるし、そのことは、無駄な税金を使わないことで、市民に還元できると思う。自己検証というのは、議員として何をなすべきかということがそれぞれ議員の中にある個人目標が、自己評価検証の目標になるので、市民評価をどう繋げるかは大きなテーマ。議長の諮問は多いのか。

回答：議長の変わるたびに議長からの諮問を下ろしていくという形で議論を進めていくという形を今取っている。ちょっとこれはというようなものがあれば議論の中で考えてもらうということはある。

質問：これやっていくと議員にある種の優劣をつけるってことになりかねないという部分がある。議会みんなでレベルを上げて一丸となって、執行部も巻き込んで、チーム議会という形で進む時に、まとまりの足を引っ張る懸念についてはないか。

回答：議員間の優劣という話は出ていないしその思いもない。何を有権者に約束して出てきたのか、そのことをもってどういう議員活動をしたのかをちゃんと検証することによって議員としての資質が少しでも向上し、議会全体の資質も高まっていくと思う。議会は行政執行部に対しチェック機関として突きつけているが、その自分たち自身を評価するということを持たなくてはいけないという一面もあり議会の見える化も大切と考える。

令和7年 月 日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

議会改革推進特別委員会

委員長 牛尾 昭

委員派遣報告書

本委員会は、下記のとおり委員を派遣し視察調査を終了したので報告します。

記

- 1 日 時 令和7年7月22日（火）
- 2 視察先と調査項目
 - (1) 広島県三次市
◎任期中の議会・議員活動検証方法の構築について
 - (2) 広島県東広島市
◎一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について
- 3 精算額 0円（公用車日帰り）
- 4 派遣委員及び同行者、事務局（合計9名）

委員 牛尾 昭 沖田 真治 村武 まゆみ 小川 稔宏

布施 賢司 佐々木 豊治 田畑 敬二

事務局職員 濱見書記 小寺書記

- 5 調査の概要（視察の内容等）

【別紙のとおり】

議会改革推進特別委員会行政視察報告

【調査の概要】

1. 視察目的

先進市議会における特徴的な議会改革の取組について視察し、浜田市議会における議会改革の参考とする。特に当市議会において取組を実施していない項目について、重点的に調査し、今後の政策立案機能をはじめとする議会機能等の強化に生かす。

2. 視察先・視察（調査）事項など

1. 広島県東広島市議会

(1) 視察日時 令和7年7月22日（火）午後2時30分～4時

(2) 視察事項

一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について

(3) 視察先の概要

(市の概要)

広島県のほぼ中央に位置し、周囲を低い山々（標高 200m～400m）に囲まれた盆地状の地形が大部分を占めており、北側は中国山地の入り口で南東部は瀬戸内海に面している。西条町が中心地で昨年の市の人口増減で唯一増加した町である。

(市の特徴)

- ・多様な市民が集う人材力が豊かな都市を目指してタウンガウン事業の推進（大学の知見を地域資源として生かし、連携関係をより進化させる）
 - ・外資系のマイクロ半導体の日本ジャパン本社があり、5,000億円の増資により、日本の4大半導体推進地帯となっている。
 - ・京都の伏見、兵庫の灘、広島の西条「日本の三大酒どころ」で日本酒の町。
- ・人口：190,982人、世帯数：93,012世帯（令和7年6月30日時点）
- ・面積：635.16平方キロメートル

(議会の概要)

- ・議員定数： 30人、現議員 30人

- ・ 常任委員会：総務委員会 8 人、文教厚生委員会 7 人、市民経済委員会 7 人
建設委員会 7 人
- ・ その他の委員会：議会運営委員会 8 人、広報広聴委員会 10 人
- ・ 特別委員会：予算特別委員会 決算特別委員会
- ・ 議員報酬：議長 560,000 円、副議長 507,000 円、議員 460,000 円
- ・ 政務活動費：議員 1 人につき月額 2 万 5 千円

(4) 視察内容（視察先の取組・事業概要）

平成 25 年に議会基本条例を制定して進める中で 1 つの成果として平成 25 年 6 月に議会提案による東広島市日本酒の普及の促進に関する条例「日本酒の販売条例」を制定し議会改革を進めてきている。

①経緯

- ・ 議長から議運に「一般質問等を政策提言に結び付ける取組」の構築について諮問され、大分県中津市、大阪府岸和田市などの視察、計 12 回にわたる協議を経て中身を決定した。

②目的

- ・ 一般質問・代表質問で行われた議員個々の政策提言を議会全体としての政策提言に結び付ける。市民の負託に的確に応え、市の豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

③提言までの流れ

- ・ 一般質問終了後、自薦・他薦によりテーマを議会運営委員会に提出。
- ・ 議会運営委員会で、テーマを選定した後、提案の内容を確認し、取扱を協議。
(提案内容の完成度の高い・中・低いとし、その後進む道を分ける)
- ・ 全員協議会又は常任委員会で協議。
(様々な意見を提出者が資料を作り直し、それを全協で議員間討議に進める)
- ・ 議会運営委員会での協議を経て議案提出。
- ・ 定例会において議決。

④取組み状況

- ・ 実績：3 回（R6 年第 2 回定例会、第 3 回定例会、R6 年第 4 回定例会・R7 年第 1 回定例会）現在は R7 年第 2 回定例会後の取組を実施中。併せてこの取組の見直しの協議も実施中。

⑤取組結果

- ・1回目：「ユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備環境に関する決議」
 - ・2回目：「耕作放棄地など不作付地の有効活用と拡大防止に関する決議」
 - ・3回目：「次世代への継承と世界に向けた平和施策の展開に関する決議」
- *1回目は予算編成を経て実行している。

⑥施策への反映状況「ユニバーサルデザインに配慮したトイレの環境整備に関する決議」

- ・提言内容
 - Q1：多目的トイレに十分なスペース確保、必要性や用途に応じてユニバーサルシート等を設置し、利用者を想定とした整備を行うこと。
 - Q2：民間事業所等との助言、ノウハウの提供を行うこと。
 - Q3：公共・民間施設が有するトイレの設備情報と位置情報が、一目で把握できる分かりやすい情報提供方法を実現すること。
- ・施策への反映
 - A1：十分な空間を確保するよう努めるとともに、施設用途、必要性等に応じて多目的に利用できるユニバーサルシート（介助用ベッド）を設置するよう努めることとなる。
（総務委員会にて報告）
 - A2：ユニバーサルデザインの民間事業所等への普及に向けた講演会が開催された。（文教厚生委員会にて報告）
 - A3：ユニバーサルトイレの設置情報について、WEB アプリケーションにより公開されることとなる。
（文教厚生委員会にて報告）

【Q&A】

- Q：若手だけの会派で政策立案強化につながるのか。
- A：1回目の議決は、若手の会派での提言である。会派を超えて「政策研究会」も活発に行われている。
- Q：ベテラン会派は、若手に対してどう対処されたのか。
- A：予算・決算前にベテラン議員による新人議員への研修会開催。
- Q：質問の選定の公平性や客観性はどうか。
- A：テーマ選定の議運で会派の意見を基に選定している。公平性や客観性は担保できている。

Q: 政策提言の実効性は保証されないのでは。

A: 施策につながった例もあり、友好的な取組である。

Q: 議会事務局に負担をかけるのではないか。

A: 職員の負担は一定程度、増えている。

Q: テーマの精度・具体性に差が出るのではないか

A: 一定程度の差があることを前提として、全協での全員討議、常任委員会で意見聴取、常任委員会への委任といった段階を経るので精度、具体性を担保している。

Q: 市民の関与はどうか、限定的ではないか

A: 各議員が市民の声を反映して提案したものである。

Q: 形式化や形骸化の懸念は。

A: 懸念はないものとする。

Q: 議長の諮問、トップダウンによる印象を受けるがどうか

A: 視察を始め 1 年間 12 回の協議を経て制度設計しており、その中で機運が醸成された。

Q: 候補の選定方法を自薦、他薦、アンケートとしたことの理由について。

A: 選定方法を協議する中で取り入れたものである。

Q: テーマを 1 つに絞る段階での判断の基準で、重視、留意しているのは。

A: テーマの精度・具体性に関する意見、執行部の答弁が前向きな答弁があったかどうかをふまえ、テーマ選定基準を設けることも考えている。

Q: 定例会ごとに政策提言につながなければならないという原則なのか

A: 必ずテーマを選定しなくてはならないルールは設けていない。

Q: 「ユニバーサルトイレ」について全会一致とならなかった反対理由は。

A: 既存の公共施設の改修も盛り込むべき。執行部から前向きな答弁があったため、決議は不要である。

Q:議決前の自由討議は

A:決議案は自由討議の場は設けていない。全協で自由に討議できる。

決議案の提出について各会派代表から意見を述べていただく機会もある。

Q:議決は過半数と思われるが、全会一致の検討はあったのか。

A:ルール上では全会一致でなくてもよいため、過半数の可決もあった。